

高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一部改定 （高知県における再生可能エネルギーの導入に向けた 「促進区域」に関する県環境配慮基準の設定）について

1 改定の趣旨

令和3年の地球温暖化対策推進法（以下「温対法」という。）改正により導入された「促進区域」に関する県の環境配慮基準（県環境配慮基準）について、高知県地球温暖化実行計画（区域施策編）の別冊として設定するもの。

2 促進区域とは

温対法第21条第5項において市町村が定めるよう努めるものと規定されている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」であり、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。

第21条

- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第3項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

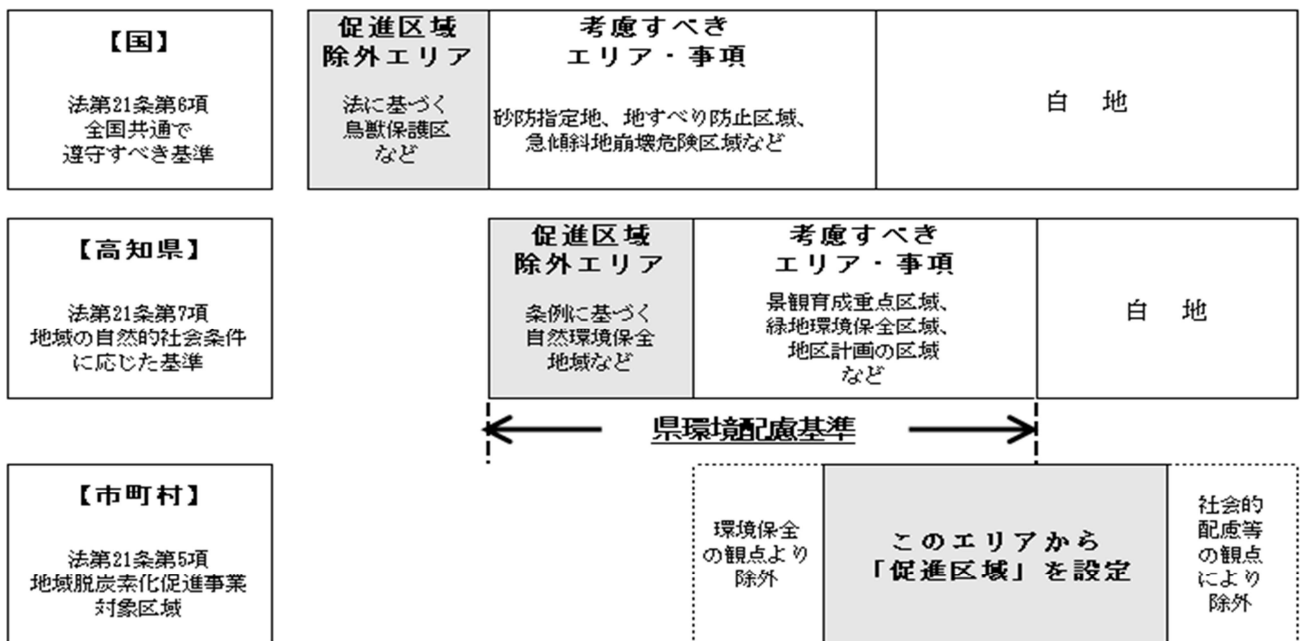
3 県の環境配慮基準（県環境配慮基準）とは

温対法第21条第3項1号、第6項及び第7項において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、都道府県が定めることができるとされている「市町村が定める促進区域」の設定に関する基準。促進区域設定にあたり除外すべきエリアや、考慮すべきエリア・事項等に関する基準であり、市町村は県の環境配慮基準に基づき促進区域を定める必要がある。

第21条

- 3 都道府県及び指定都市等（略）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

4 温対法における県環境配慮基準の位置づけ

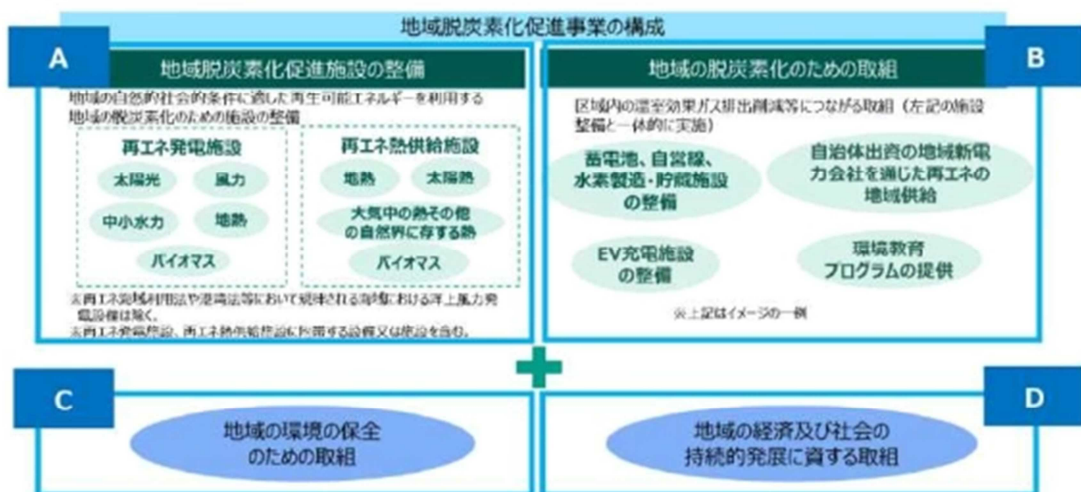


5 スケジュール

- 令和4年7月 高知県環境配慮基準（案）作成
- 7月29日 環境審議会に環境配慮基準（案）の考え方等を報告
- 8月下旬 県内市町村へ環境配慮基準（案）について意見照会
- 9月12日 脱炭素社会推進協議会において高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定案について協議
- 今後、意見公募を行った上で改定予定

●地域脱炭素化促進事業とは？

再生エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化の取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものです。



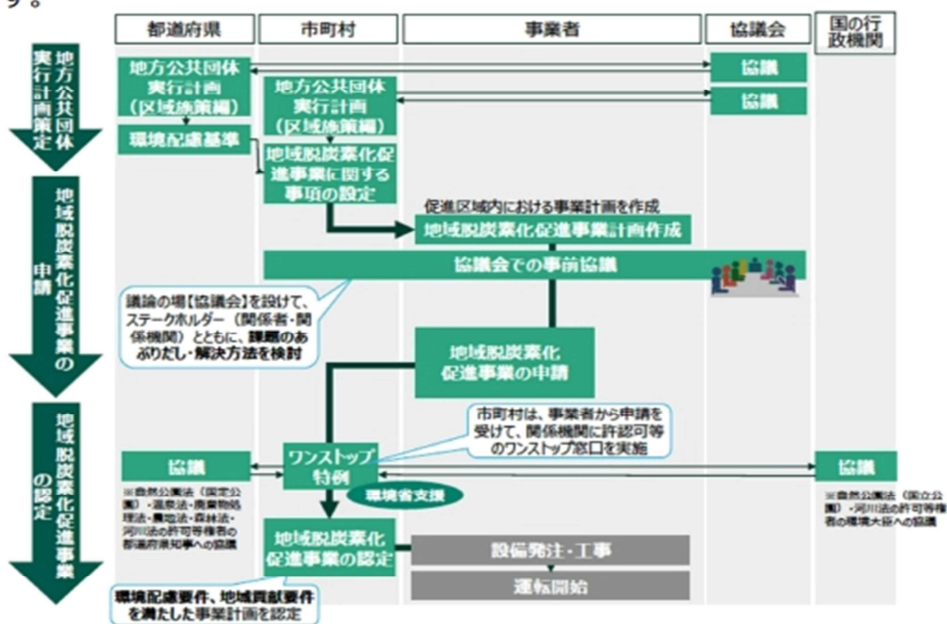
地域脱炭素化促進事業の構成
(出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

●地域脱炭素化促進事業制度全体の流れ

市町村が、促進区域等を設定する際は、協議会等を活用し、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。

さらに、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は次のとおりです。



地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー
(出典) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」

高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）別冊

高知県 促進区域の設定に関する
環境配慮基準（案）



令和4年9月
高知県

－ 目 次 －

第1章 県基準を策定する目的	1
第2章 基準	
(1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類	1
(2) 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等	1
第2-1 基本的な考え方	1
第2-2 区域に関する基準	2
(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	2
(2) 配慮が必要な区域	4
第2-3 考慮すべき事項に関する基準	5
(1) 事業実施における共項考慮事項	5
(2) その他 考慮すべき事項	5
第3章 基準の見直しについて	5
【別表】 第2-3 考慮すべき事項に関する基準(2)その他考慮すべき事項	6

第1 県基準を策定する目的

これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定により、都道府県、指定都市及び中核市については、当該区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を推進するための計画（以下「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）を策定するものとされていたところ、令和3年5月の同法の改正により、他の市町村について同計画の策定に努めることとされたほか、全ての市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定することに努めることとされました。（令和4年4月1日施行）

これを受け、本県にふさわしい、地域と調和した再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利活用を促進するとともに、市町村が円滑に促進区域を設定することができるよう、法第21条第6項の規定により、促進区域の設定に関する県の基準（以下「県基準」という。）を定めます。

第2 県基準

県基準は以下の（第2-1）～（第2-3）のとおりとする。

なお、この県基準は、本県の状況に鑑み、次の再エネの種類及び施設の規模を対象とします。

（1）対象となる地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電

（2）対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等

全ての規模の施設について対象とする。（ただし、太陽光発電設備については、建物屋根上に設置するものを除く。）

第2-1 基本的な考え方

県基準の策定は、次の考え方による。

（1）高知県の全国有数の日照量、降水量等の地域特性を踏まえた安心・安全な再エネの推進

（2）高知県を特徴づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再エネの推進

（3）高知県を特徴づける四国山地から太平洋に至る独自で多様性のある生態系と調和した再エネの推進

（4）高知県の自然豊かな景観・眺望と調和した再エネの推進

第2-2 区域に関する基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号。以下「省令」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次の表1に掲げる区域とします。市町村は、これらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

【表1】促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（1/2）

区分	関係法令等	名称等	対象再エネ
生活環境等	砂防法	砂防指定地	太陽光 水力 風力 バイオマス
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）	太陽光 水力 風力 バイオマス
	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	太陽光 風力 バイオマス
	海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域	太陽光 風力 バイオマス
	文化財保護法 高知県文化財保護条例	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、国指定・県指定史跡 名勝、天然記念物指定地 伝統的建造物群保存地区 重要文化的景観	太陽光 水力 風力 バイオマス
	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域 第1種農地 甲種農地	太陽光 水力 風力 バイオマス
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域	太陽光 バイオマス

【表1】促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（2/2）

区分	関係法令等	名称等	対象再エネ
生活環境等	景観法	景観計画区域のうち景観の保全・形成が特に重要な区域として市町村が指定する区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	補助事業により森林整備等を実施した区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
自然環境等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	太陽光 水力 風力 バイオマス
	自然公園法、高知県立自然公園条例	・国立公園 ・国定公園 ・県立自然公園 ・国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	自然環境保全法、高知県自然環境保全条例	自然環境保全法の自然環境保全地域（特別地区） 高知県自然環境保全条例の高知県自然環境保全地域（特別地区）	太陽光 水力 風力 バイオマス
	高知県希少野生動植物保護条例	野生動植物保護区 県指定希少野生動植物の生息又は生育が確認されている地域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	高知県うみがめ保護条例	生育地等保護区	太陽光 水力 風力 バイオマス
	森林法	保安林 地域森林計画の対象民有林	太陽光 水力 風力 バイオマス
	土壌汚染対策法	要措置区域	太陽光 風力
	建築基準法	災害危険区域	太陽光 水力 風力 バイオマス
	電波法	伝搬障害防止区域	水力 風力 バイオマス
	道路法	道路区域（供用開始予定区間を含む。）	水力 バイオマス 太陽光 風力

(2) 配慮が必要な区域

市町村は、次の表2に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施が同表の各区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討した上で設定するとともに、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、当該区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないための配慮が確保されるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付けることが必要です。

【表2】促進区域の設定、事業実施に当たり配慮が必要となる区域

分類	区域名	対象再エネ	区域を定める法令・条例等
土壌	・形質変更時届出区域	太陽光 水力 風力 バイオマス	土壌汚染対策法
景観	・景観計画区域 ・眺望点及び眺望点から望む景観資源	太陽光 水力 風力 バイオマス	景観法
都市計画	・用途地域 ・地区計画の区域 ・都市施設の区域 ・市街地開発事業の施行区域 ・土地区画整理事業施行地区	太陽光 水力 風力 バイオマス	都市計画法 〃 〃 〃 土地区画整理法
歴史・文化	・登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物であって、定着性を有するもの ・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・重要文化的景観の選定範囲	太陽光 水力 風力 バイオマス	文化財保護法
都市等	・公園及びその周辺 ・学校及びその周辺 ・病院及びその周辺など	太陽光 水力 風力 バイオマス	(都市計画法) (環境影響評価法)
可燃性天然ガス	温泉源及びその周辺のうち可燃性天然ガスの連出が予見される区域	バイオマス	温泉法
振動	指定地域	太陽光 水力 風力 バイオマス	振動規制法
港湾	港湾区域 臨港地区 港湾隣接地域	太陽光 風力 バイオマス	港湾法
騒音	指定地域	太陽光 水力 風力 バイオマス	騒音規制法

第2-3 考慮すべき事項に関する基準

市町村は、次の事項について地方公共団体実行計画（区域施策編）において「地域の環境の保全のための取組」に位置付け、促進区域で行われる地域脱炭素化促進事業が、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置が講じられるようにすることが必要です。

(1) 事業実施における共通考慮事項

- ・ 斜度30度以上の斜面については、発電設備※を設置しないようにすること。
- ・ 騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から事業区域を概ね5 m以上離隔及び植栽等を施すこと。

※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。

(2) その他考慮すべき事項

その他、市町村は、【別表】「第2-3 考慮すべき事項に関する基準(2) その他考慮すべき事項」を参照し、同表の「収集すべき情報」について、その「収集の方法」により必要な情報を収集した上で促進区域を設定することが必要です。また、促進区域内で行われる事業について同表の「適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置づけることが必要です。

第3 基準の見直しについて

高知県地球温暖化対策実行計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2） その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
(1)環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために考慮すべき環境配慮事項（1/2）						
太陽光	大気環境	騒音による影響	保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 国土地理院基盤地図情報 住宅地図 地方公共団体ホームページ等 	パワーコンディショナの配置場所は、保全対象から十分な間隔を確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。	
	水環境	水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 土地の改変の状況 		地表面の保護(保護植栽・シート等)や調整池の設置など、適切な濁水発生防止策を講じること。	
	その他環境	重要な地形及び地質への影響★1	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき地形 地質の存在 	<ul style="list-style-type: none"> 土地分類基本調査(国土交通省) 日本の地形レッドデータブック(日本の地形レッドデータブック作成委員会) 日本の典型地形(国土地理院) 自然環境保全基礎調査(環境省) 文化財指定状況(文化庁、地方公共団体) 海図、沿岸の海の基本図 	重要な地形及び地質の直接改変の有無を確認するとともに、改変の回避または改変面積の最小化について検討すること	
	土地の安定性への影響	構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 「土地分類基本調査」(国土交通省) 「日本の典型地形都道府県別一覧」(国土地理院) 国土地理院地形図 航空写真、土地利用図、現存植生図 都道府県土木事務所等管内図 	林地及び傾斜地の改変面積の縮小化など、土地の安定性に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。		
	反射光による影響	保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 国土地理院基盤地図情報 住宅地図 地方公共団体ホームページ等 	保全対象施設に反射光が差し込まないように措置を講じること(アレイの配置若しくは向きの調整、反射を抑えたパネルの採用、周囲への植栽等)		
風力	大気環境	騒音による影響	保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> 国土地理院基盤地図情報 住宅地図 地方公共団体ホームページ等 	保全対象施設と適切な距離を確保するとともに、必要に応じて「風車配置の変更等」を検討すること。	
	その他環境	重要な地形及び地質への影響★1	<ul style="list-style-type: none"> 注目すべき地形・地質の存在 	<ul style="list-style-type: none"> 土地分類基本調査(国土交通省) 日本の地形レッドデータブック(日本の地形レッドデータブック作成委員会) 日本の典型地形(国土地理院) 自然環境保全基礎調査(環境省) 文化財指定状況(文化庁、地方公共団体) 海図、沿岸の海の基本図 	重要な地形及び地質の直接改変の有無を確認するとともに、改変の回避または改変面積の最小化について検討すること	
	土地の安定性への影響	構造物の設置等による土地の安定性の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 「土地分類基本調査」(国土交通省) 「日本の典型地形都道府県別一覧」(国土地理院) 国土地理院地形図 航空写真、土地利用図、現存植生図 都道府県土木事務所等管内図 	林地及び傾斜地の改変面積の縮小化など、土地の安定性に係る重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する。		
	風車の影による影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況 土地利用の状況 地形の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 国土地理院基盤地図情報 住宅地図 地方公共団体ホームページ等 	風車の影により影響を受ける範囲を予測し、必要に応じて風車配置の変更等を検討すること。		

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2）その他考慮すべき事項

項目	種別	大区 区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
(1)環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために考慮すべき環境配慮事項（2/2）						
水力	水環境	水の汚れによる影響		・生活環境の保全に関する環境基準(高知県)	高知県ホームページ(衛生環境研究所)	<p>・貯水池における水の汚れ、水の濁り及び溶存酸素量に係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準(基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。)の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>・貯水池における富栄養化、水温に係る環境影響が当該水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>・河水の取水による当該河川の水の汚れに係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準(基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。)の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		富栄養化による影響		・公共用水域の水質測定結果(高知県)		
		水の濁りによる影響		・河川の利用状況(飲料水、農業用水等)		
		溶存酸素量による影響				
		水温による影響				
バイオマス	大気環境	大気質への影響		・大気汚染物質の濃度の状況(窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質) ・気象の状況(発電所周辺の地域の風向、風速)	・大気環境調査報告書(高知県) ・気象統計情報(気象庁)	「施設の稼働」に伴い発生する排ガスに当たっては、排煙処理装置の設置を適切に行うこと。
		騒音による影響		保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況	・国土地理院基盤地図情報 ・住宅地図 ・地方公共団体ホームページ等	「施設の稼働」に伴い発生する騒音にあたっては、機械の建屋内への収納、防音カバー、防音壁の設置、強固な基礎の設置等により、環境への影響を回避・低減すること。
		悪臭による影響		保全対象施設(学校、病院、福祉施設、住宅等)の分布状況 ・気象の状況(発電所周辺の地域の風向、風速)	・国土地理院基盤地図情報 ・住宅地図 ・地方公共団体ホームページ等	発電設備等からの臭気により、地域住民の生活に支障が出ないよう配慮し、必要な対策を講ずること。

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準(2) その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
(2) 生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全のために考慮すべき環境配慮事項						
共通 太陽光 風力 水力 バイオマス	動物	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響★2	重要な種及び注目すべき生息地の分布	<ul style="list-style-type: none"> 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における生息地等保護区(環境省) 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の指定湿地(外務省) 「自然環境保全基礎調査」(環境省) 「環境省レッドリスト2018」 「高知県レッドデータブック2018動物編」 自然公園における動植物等調査報告書(環境省、地方公共団体) 「河川水辺の国勢調査」(国土交通省) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁) 文化財指定状況(文化庁、地方公共団体) EADAS(環境省) 専門家等からの知見の聴取 	事業区域において、希少野生動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。	
			(海域に生息する動物)	(上記のほか) <ul style="list-style-type: none"> 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁) 港湾計画資料 		
	植物	植物の重要な種及び重要な群落への影響	重要な種及び重要な群落の分布	<ul style="list-style-type: none"> 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における生息地等保護区(環境省、地方公共団体) 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の指定湿地(外務省) 「自然環境保全基礎調査」(環境省) 「レッドリスト」、「レッドデータブック」(環境省、地方公共団体) 「自然公園における動植物等調査報告書」(環境省、地方公共団体) 「河川水辺の国勢調査」(国土交通省) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」(水産庁) 文化財指定状況(文化庁、地方公共団体) EADAS(環境省) 	事業区域において、希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。	
			(海域に生育する植物)	(上記のほか) <ul style="list-style-type: none"> 港湾計画資料 		
	生態系	地域を特徴づける生態系への影響	自然林、湿原等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 「日本の重要湿地500」(環境省) 「自然環境保全基礎調査」(環境省) 「モニタリングサイト1000」(環境省) 「保護林」(林野庁) 	人為的な改変をほとんど受けていない自然林等については、原則として事業区域に含めないこととする。	
			里地里山(二次林、人工林、農地、ため池、草原等)並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 「里なび」(環境省) 	当該の自然環境が事業区域に含まれる場合は、事業区域の変更や改変区域の縮小などを検討し、可能な限り環境への影響の回避・低減を図ること。	
水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等のうち、地域において重要な機能を有する自然環境			<ul style="list-style-type: none"> 「土地利用基本計画図」等の保安林、保護林の位置図(林野庁、地方公共団体) 「土地保全図」(国土交通省) 			
都市に残存する樹林地及び緑地(斜面林、社寺林、屋敷林等)並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境			<ul style="list-style-type: none"> 文化財指定状況(文化庁、地方公共団体) 			

【別表】第2-3 考慮すべき事項に関する基準（2）その他考慮すべき事項

項目	種別	大区分	中区分	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
(3)人と自然との豊かな触れ合いの場の確保のために考慮すべき環境配慮事項						
共通	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点及び景観資源の分布、眺望景観 重要文化的景観の選定範囲 登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物の分布状況 景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査報告書(環境庁) 景観法指定状況(国土交通省、地方公共団体) 文化財指定状況(文化庁、地方公共団体) 観光パンフレット 観光及び景観に関する地方公共団体HP等 重要文化的景観保存活用計画 所在・選定市町村担当課に聴取(高知県歴史文化財課に聴取) 景観計画策定者(市町村)に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点及び景観資源の直接改変の有無と、構造物等の存在による眺望景観の遮蔽、障害の有無を確認するとともに、可能な範囲で回避・低減を図ること。 重要文化的景観選定を受けた市町村が策定する保存活用計画にそって景観への影響がないよう配慮すること。 事業区域に景観計画区域が含まれる場合は、市町村が定めた景観計画に適合したものとすること。 登録文化財の景観への影響がないよう配慮すること。
	触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> キャンプ場、海水浴場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の分布 	<ul style="list-style-type: none"> 国土数値情報観光資源データ(国土交通省) 観光パンフレット 観光及び景観に関する地方公共団体HP等 	触れ合いの活動の場の直接改変を避ける、又は改変面積の最小化の検討を行うこと。
(4)その他環境の保全への適正な配慮が確保されるために考慮すべき環境配慮事項						
共通	埋蔵文化財		遺構への影響	<ul style="list-style-type: none"> 周知の埋蔵文化財包蔵地 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県文化財地図情報システム 高知県歴史文化財課に聴取 	試掘確認調査等により遺構が確認された場合は、遺構への影響を極力回避すること。
	温泉等		可燃性ガスによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 温泉源の所在地、可燃性天然ガスの濃度 	高知県業務衛生課に問い合わせ	(バイオマス発電事業である場合) 温泉源が周辺にある場合には、可燃性天然ガスによる火災防止等に留意すること
	港湾		臨港地区の分区における構造物規制に対する影響	<ul style="list-style-type: none"> 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県港湾・海岸課ホームページの閲覧 高知県港湾・海岸課への聴取 	(風力、バイオマス発電事業である場合) 臨港地区内の分区における、建築可能な構造物に合致しているか確認すること。
	港湾		港湾区域、港湾隣接地域における工事等の影響	<ul style="list-style-type: none"> 港湾法 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例 	各高知県土木事務所への聴取	(太陽光、風力、バイオマス発電事業である場合) 港湾法及び条例に基づく工事等の許可を港湾管理者より受けること。
	都市		地域等の特性にふさわしい土地利用への影響	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域 地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が定めた用途地域 市町が定めた地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域に用途地域が含まれる場合は、用途地域毎の用途規制内容に適合すること。 事業区域に地区計画の区域が含まれる場合は、地区計画に定めている建築物の用途制限等に適合すること。
	都市		都市計画事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域 土地区画整理事業施行地区 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第53条又は第65条の許可権者(県又は市)への聴取 土地区画整理事業第76条の許可権者(国、県又は市)への聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域に都市計画法の区域又は市街地開発事業の施行区域が含まれる場合は、都市計画法第53条又は第65条の許可が必要である。 事業区域に土地区画整理事業の施行区域が含まれる場合は、土地区画整理事業第76条の許可が必要である。

★1 学術上又は希少性の観点から重要であるもの

★2 学術上又は希少性の観点から重要であるもの、地域の象徴であるものその他

EADAS=環境アセスメントデータベース(環境省)